



災害編

できていますか？
マンションでの自主防災組織づくり

区内の住居に占めるマンションの割合は、市平均(約75%)を大きく上回り、全住居の約87%を占めます。災害対策基本法では地域コミュニティでの共助を求めており、2015年総務省通知により、マンション管理組合も地域コミュニティ団体の一員としての自発的な防災活動が期待されています。特に大規模なマンションでの自主防災組織の設置について、ぜひ準備・検討をお願いします。

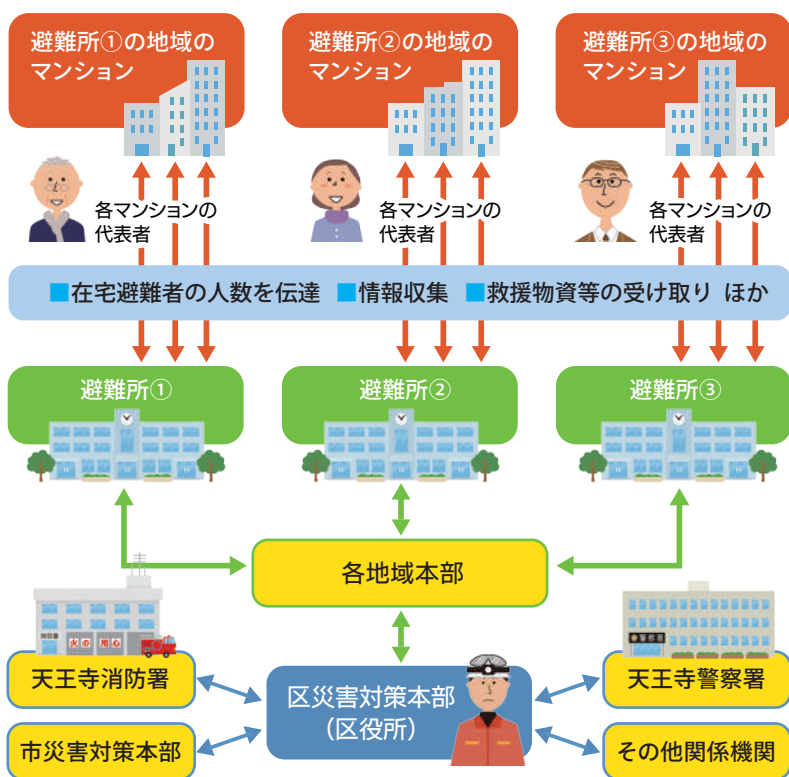
11 住み続けられるまちづくりを



災害時における地域の連携イメージ

災害時には、区の災害対策本部、地域災害対策本部、そして町会単位でも平時から自主防災組織があり、それらが連携しあう仕組みになっています。戸数によっては町会同様、またはそれ以上の規模となるマンションも多く、マンションごとの自主防災組織・災害対策本部の設置は、災害時の円滑な活動に欠かせない存在です。

地域の避難所は、物資や情報の拠点です。マンションに災害対策本部が設置され、避難所と連携することで、物資分配や情報伝達など、災害時の円滑な救護活動、被災後の生活支援が行えるようになります。



※連携先の避難所はマンションの所在地ごとに異なります。

※地域本部:連合振興町会や地域活動協議会単位で、地域の集会所(会館)や避難所に設置され、地域の自主防災組織が運営します。

避難所は、避難者自身が運営の役割を担い、自主運営します。ぜひ身近な地域の活動に参加して、「つながり」(顔の見える関係)をつくりましょう。(8面参照)



マンションにおける自主防災組織の役割

大規模な災害発生時、行政など公的機関の対応には限界があり、マンション内での助け合い「共助」が力を発揮します。平時を中心に、居住者の皆さんが防災のために自発的につくる組織が「マンション自主防災組織」で、災害時は「マンション災害対策本部」の基盤となります。災害時、どこに「マンション災害対策本部」を設置するのか(例:1階の集会室)、こういった役割が必要なのかを話し合っておき、一部の居住者に負担が集中しないようにしましょう。

参考例

「マンション自主防災組織」の役割(平時・災害時)と「マンション災害対策本部」の関係

	マンション自主防災組織		災害時に設置する [マンション災害対策本部]
	平時	災害時	
情報班	災害時の各フロアの状況把握の方法を検討する、など。	平時に検討した方法などで、状況を把握し、本部に共有する、など。	【統括本部】●各班を統括する 【情報班】 ●各フロアの担当者からの報告を集約する。 ●在宅避難者の人数を避難所へ報告し登録する。 ●避難所から必要な情報を持ち帰り、マンション内の掲示板に反映する。など
救護班	災害時の救護班に必要な備品や対応方法を検討する、など。	平時の計画に基づき救護所を設置し、対応する、など。	【救護班】 ●マンションの集会所などに救護所を設置し、ケガ人や高齢者に対応する。など
安全班	災害時の点検や保全方法を検討する、など。	被害箇所の保全や本部への報告、など。	【安全班】 ●出入口管理や防犯活動を行う。 ●被害があった場所の安全を確保する。など
物資班	共用物資の品目や量、備蓄方法を検討し整備する、など。	備蓄庫から共用物資を出し、規則に沿って対応する、など。	【物資班】 ●ごみ集積所を確保し、管理する。 ●物資を避難所に取りに行き、居住者に分配する。など

※「マンション自主防災組織」の備蓄に頼らない各家庭での備蓄等の啓発も役割に含まれます。

※また、「マンション自主防災組織」は、一般に、国交省マンション標準管理規約第55条(専門委員会の設置)に準じ、理事会の傘下に設置します。小人数のマンションで管理組合内に防災組織が無い場合は、個人で町会の防災組織等に参加する場合があります。

便利な防災アプリはこちら

大阪防災アプリ



こちらもご確認ください！

防災ハンドブック

高層マンション
防災ハンドブック市民防災
マニュアル

令和8年3月13日に開催したマンション防災学習会の講演:
「マンション防災の新常識と在宅避難」
～自宅で安全に過ごす在宅避難について～
も是非ご覧ください。



問 市民協働課(安全まちづくり) ☎ 06-6774-9899